

まえがき

本書は、1954年の初版発行以来、2003年の改訂5版まで版を重ねた『JIS工場の手引』を引き継ぎ、2019年7月1日に施行された産業標準化法に対応するため改訂いたしました。この2019年7月1日の改正法施行によって、JISマーク表示制度の対象は、役務（サービス）及び電磁的記録（ソフトウェア等）にも広げられましたが、今回の改訂では、これまでと同様に従前より積み重ねてきた鉱工業品及びその加工技術に係るJISマーク表示制度について、その維持管理を含め、より一層適切な運用が図られるよう解説しています。

第1章～第2章では、我が国の産業標準化の概要、JISマーク表示制度の概要を紹介するとともに、2019年に施行された法改正の概略を解説しています。

第3章では、JISマーク表示認証を受けるまでの手順と、申請書の書き方について逐一解説しています。また、本書に記載している申請書の様式は、審査の合理化を図るため標準的な申請書を示すものとして、日本規格協会が前出の『JIS工場の手引 [改訂5版]』を基に検討し、作成したものです。登録認証機関によって異なる場合がありますので、あらかじめ申請書の下書きをし、登録認証機関に持参して相談されることをお勧めします。

第4章では、品質管理体制の審査の基準について解説しています。申請者は、“品質管理体制の審査の基準（A）”又はJIS Q 9001（品質マネジメントシステム－要求事項）に基づく品質管理体制を受け入れる“品質管理体制の審査の基準（B）”のいずれかを選択することができるようになっていますが、これら審査の基準に対応すべきポイントについて解説しています。

第5章では、認証取得者において中心的な役割を担う品質管理責任者の資格要件と職務権限について、品質管理体制の審査の基準に沿い、内容を充実して逐一解説しています。

第6章では、JISマークの表示認証を受けた後に、それを維持する方法について解説しています。

なお、巻末には、付録1として2019年7月1日に施行された産業標準化法（抜粋）を、また付録2として鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（抜粋）を、更に付録3にJIS登録認証機関協議会が共通的なルールなどとして公表している資料を掲載しています。

民間の第三者機関によるJISマーク表示認証は15年目を迎え、効率的、かつ、効果的な制度として定着してきました。本書が、これからJISマーク表示の取得を考えている

方々はもとより、JIS マーク表示認証を取得しておられる方々が、社内標準化と品質管理をより一層向上させ、安心・安全を期待する世の中へ貢献していくための一助となれば幸いです。

2020年6月

一般財団法人 日本規格協会

目 次

発刊に寄せて
まえがき

1. 産業標準化の概要

1.1	はじめに	13
1.2	産業標準化の目的	13
1.3	日本産業規格	15
1.3.1	JISの対象	15
1.3.2	国家規格としてのJIS	16
1.3.3	JISの分類	16
1.3.4	JISの種類	17
1.4	JISの制定手続	17
1.4.1	調査研究	17
1.4.2	JISの原案作成	18
1.4.3	JISの審議	19
1.4.4	JISの制定・確認・改正・廃止	20
1.4.5	WTO/TBT協定に基づくJISの手続	20
1.4.6	JIS規格票の印刷・発行	20
1.4.7	その他の標準化に関する制度（標準仕様書・標準報告書制度）	21
1.5	JISマーク表示制度	23
1.6	試験所認定制度	24
1.6.1	試験所認定制度の概要	24
1.6.2	産業標準化法における試験事業者登録制度（JNLA）	24

2. JISマーク表示制度

2.1	産業標準化法の改正とJISマーク表示制度	27
2.2	現行法の特徴	27
2.3	自己適合宣言によるJIS適合表示	29

2.4 JIS マーク表示制度の概要	30
2.4.1 JIS（製品規格）の制定・改正の公示 [図 7 (1)]	30
2.4.2 登録認証機関の登録申請と登録 [図 7 (2)・(3)]	31
2.4.3 認証の申請 [図 7 (4)]	31
2.4.4 審査 [図 7 (5)]	32
2.4.5 認証及び契約 [図 7 (6)]	34
2.4.6 報告徴収及び登録認証機関によるサーベイランス（認証維持審査） [図 7 (7)]	35
2.4.7 認証取得者に対する国の監督 [図 7 (8)]	36
2.4.8 登録認証機関による認証の取消し [図 7 (9)]	37
2.4.9 その他（認証契約の解消） [図 7 (10)]	38
2.5 外国事業者の JIS マーク表示	38

3. JIS マーク表示認証を受けるまで

3.1 受審準備	39
3.1.1 全体の流れ	39
3.1.2 申請内容の確認	40
3.2 日本産業規格表示認証申請書の作成及び申請	41
3.2.1 一般	41
3.2.2 申請書（本体）	41
3.2.3 申請書（別紙書類）	43
3.2.3 [A] 審査の基準（A）の場合の別紙書類	44
3.2.3 [B] 審査の基準（B）の場合の別紙書類	54
3.2.4 申請書の提出	59
3.3 初回適合性評価（初回工場審査及び初回製品試験）	59
3.3.1 初回工場審査	59
3.3.2 初回製品試験	60
3.4 認証書の交付（認証契約の締結）	64

4. JIS マーク表示制度における審査基準

4.1 鉱工業品等認証省令第 2 条第 1 項の品質管理体制の審査の基準（A）	67
4.2 鉱工業品等認証省令第 2 条第 2 項の品質管理体制の審査の基準（B）	82

5. 品質管理責任者

5.1	基本となる心得	101
5.2	JIS マーク表示制度における品質管理責任者の位置付け	102
5.3	品質管理責任者の選任	103
5.4	品質管理責任者の資格要件及び職務	105
5.4.1	資格要件	105
5.4.2	職務	107
5.5	品質管理責任者となるための手順	118
5.6	力量のある品質管理責任者	119
5.6.1	力量のある品質管理責任者とは	119
5.6.2	力量のある品質管理責任者への道	121

6. 認証を受けてから

6.1	認証取得者としての心得	123
6.2	認証後に必要な報告事項及び諸手続	125
6.2.1	認証の追加又は変更	125
6.2.2	品質管理体制の変更	126
6.2.3	事業承継	126
6.2.4	その他	127
6.3	認証維持審査	127
6.3.1	定期の認証維持審査	127
6.3.2	臨時の認証維持審査	128
6.4	認証取得者に対する処分	130
6.5	国による監督	130
6.6	認証契約の解除	131
6.7	情報収集	131

付録 1	産業標準化法	135
付録 2	鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令	157
付録 3	JIS 登録認証機関協議会公表資料*	179
3.1	JIS 登録認証機関協議会設立趣意書	179
3.2	JIS 登録認証機関協議会組織図	180
3.3	登録認証機関一覧	181
3.4	JISCBA 解釈集共通編	185
共①	一般認証指針 (JIS Q 1001 : 2020)	185
共②	JIS マークなどの表示について	187
共③	長時間試験項目の取扱いについて	189
共④	〈廃止〉新旧 JIS マーク製品の製品への表示とその包装への表示について	189
共⑤	工場の試験部門において立会いによる試験を実施する場合の JIS Q 17025 適合性調査事項の取扱いについて	190
共⑥	納入現場で組立てられた鋳工業品に対して当該現場において JIS マーク等の表示を行うことの是非について	193
共⑦	追加の JIS マークの表示について	194
共⑧	JIS 認証契約を解除した後の JIS マーク表示在庫品の取扱いについて	195
共⑨	認証取得者の工場等に掲げる JIS マーク入りの看板について	196
共⑩	不確かさの取扱いについて	197
共⑪	〈廃止〉初回工場審査において旧 JIS 認定結果を活用できる期限について	197
共⑫	認証取得事業者による非認証製品の梱包・包装表面への“JIS 認証取得事業者”等の表示について	198
共⑬	JIS の改正及び認証取得者の品質管理体制変更等の場合の、臨時の認証維持審査における現地調査及び製品試験の適用について	199
共⑭	同じ JIS の認証を既に受けている工場又は事業場を「外注工場」として追加する場合の現地調査と製品試験の内容に関する取扱い	200
共⑮	製品の認証に、同じ JIS の認証を既に受けている「工場又は事業場」の追加を行う場合の現地調査と製品審査の内容に関する取扱い (追加される工場の前提：追加先の認証取得者の認証を代表する工程を担う工場)	203
共⑯	定期的な認証維持審査時の品質管理実施状況説明書の簡素化と書類調査の効率化について	206
共⑰	定期的な認証維持審査に備えて保管しておくべき品質記録について	207
共⑱	定期的な認証維持審査において、製品試験対象製品がない場合の取扱いについて	208
共⑲	初回製品試験又は定期的認証維持製品試験におけるサンプリングの「代表性」について	210
共⑳	初回の審査において、受渡当事者間協定の内容を全て提出することの必要性及び認証の範囲について	211

共②① 鋳工業品等認証省令第 15 条第 2 項に基づく取消し・一時停止の判断 基準について	212
3.5 JISCBA 品質管理責任者養成のための講習会基準	213
3.6 JISCBA 品質管理責任者 力量維持・向上のための講習会基準	217
3.7 JISCBA 認証指針 (例)	219

*JIS 登録認証機関協議会のホームページには、上記以外に下記の公表文書が掲載されている。

JIS の解釈 Q&A

JISCBA 解釈集 (コンクリート編)

JISCBA 解釈集 (鉄鋼・非鉄編)

JISCBA 解釈集 (医療安全用具編)

JISCBA 解釈集 (B 分野編)

1. 産業標準化の概要

1.1 はじめに

1949年に制定された工業標準化法は、我が国における産業の礎を築き育んできた。近年進展しつつある第四次産業革命では、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）、ビッグデータなどの技術革新が進み、製造業が製造業の枠を越えてサービス業化し、あらゆるモノやサービスがつながりつつある中、標準化の重要性が一層増大している。また、自動走行、スマートマニュファクチャリングなど業種を越えた国際標準化も進みつつある。

これまでには考えられないスピードや規模を伴う技術革新に立ち向かい、新たな形態をも生み出すことが必要な時代に突入している中、電磁的記録及びサービスのJISマーク認証を含め、2019年の改正法に基づく産業標準化を積極的に推進していく必要がある。

1.2 産業標準化の目的

我が国における公的標準化が制度的に始まったのは、1921年4月に勅令によって工業品規格統一調査会が設置され、日本標準規格（JIS）が制定されてからである。その後、1949年に制定された“工業標準化法”を受け継ぎ、2019年7月1日に題名を“産業標準化法”と改正したが、その基本的な目的は変わらず、国の事業として継続されている。

この法の目的は、第1条によれば、“鉦工業品等の品質の改善、生産能率の増進その他生産等の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する”ために、“適正かつ合理的な産業標準の制定及び普及により産業標準化を促進する”ことにあるとしている。

ここで、産業標準化法（以下、単に“法”という。）におけるそれぞれの目的を、以下に具体的に説明する。

- (a) “品質の改善”とは、製品について品質、耐久度、安全度などの基準を設定することによって品質の全般的向上がなされるとともに、設計方法、生産方法、作業方法、安全条件、試験方法などが統一されることによって品質の向上、安全性の確保が図られることをいう。さらに、規格の統一によって、製品の種類の減少、あるいは部品の

共通化が進められれば、その結果として原材料の統一、工程の減少などが行われ、品質管理がより容易となり、製品の品質の向上、安全性の確保が実現されることとなる。

なお、“鉱工業品等”の“等”とは、今回の法改正で追加された電磁的記録、役務などのことであり、これらも鉱工業品と同様に、産業標準の制定及び認証等により、品質の改善が図られることになる。以下、(b)～(d)にも電磁的記録、役務などが含まれる。

- (b) “生産能率の増進その他生産の合理化”とは、まず、形状・寸法、構造、等級などの基本的な標準が整備されることによって、製品の基本的設計、計画段階の作業の迅速化、効率化が図られ、この面での二重投資の防止が期待される。次に、標準化による品質の改善の結果、製品の歩留まり率の向上が図られ、結果として資源の節約、生産能率の増進に結び付く。また、標準化による製品の種類の減少は、大ロット化の増大につながり、流れ作業や分業を可能にして生産の効率を高めるとともに、必要とされる設備等の減少、共通化による設備投資負担の軽減につながる。

さらに、近年のようにニーズの多様化に応じて多品種少量生産を余儀なくされる場合であっても、標準化による資材・部品の共通化や製造工程における作業の標準の設定などによって、生産能率の向上が図られる。

このような標準化の結果、原材料の在庫やランニングストックが少なくてすむため、資金負担の軽減が図られ、製造原価の低減化にも結び付くこととなる。

- (c) “取引の単純公正化”とは、生産者・販売者と使用・消費者との間で、製品が公正に取引されることである。JIS マーク表示制度は、その製品の品質特性を産業標準によって具体的に規定し、かつ、生産者の責任において保証させる制度であり、この表示によって、購入者は、当該製品の品質保持に関する知識を、客観的に測定しうる条件によって伝達され、その製品の有用性に対する確信をもって製品を取得することができることとなる。

- (d) “使用又は消費の合理化”とは、品質が保証される結果、使用・消費者が迷うことなく、安心して必要な品質性能を有する安全な製品を入手できるということである。

本章では、本法において、どのように規格（JIS）を定め、JISに基づきどのように適合性評価を行う仕組みになっているのかを解説する。なお、関連する資料については一部付録としているが、解説内容に関連する場合、それぞれ次の括弧内で示す略称を用いる。

- ・ 鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（鉱工業品等認証省令）
- ・ 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令^{*1}（電磁的記録認

^{*1} 電磁的記録認証省令及び役務認証命令は、鉱工業品等認証省令と基本的な骨格及び条構成は同じ。